

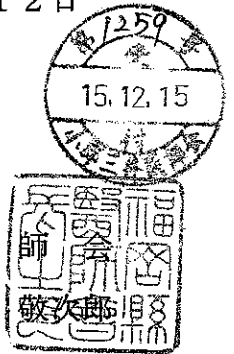


福岡医発第1653号(地)

平成15年12月12日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医
会 長 関 原



「クロイツフェルト・ヤコブ病及びその疑い」の取扱いの
一部改正について

標記の件につきまして、別紙のとおり厚生労働省健康局長より、各都道府県知事宛に通知がなされた旨、福岡県保健福祉部より連絡がありました。

つきましては、貴会管下医療機関への周知方よろしくご高配の程お願い申し上げます。



「公印省略」

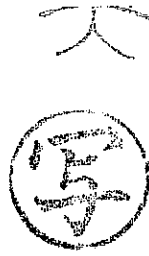
15 健疾第239号
平成15年12月5日

社団法人福岡県医師会長
社団法人福岡県病院協会長 殿
社団法人福岡県私設病院協会長

福岡県保健福祉部長
(健康対策課疾病対策係)

「クロイツフェルト・ヤコブ病及びその疑い」の取扱い
の一部改正について

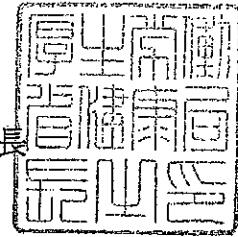
このことについて、別添のとおり厚生労働省健康局長から通知がありましたので、貴管下医療機関への周知につきよろしく申し上げます。



健発第1112001号
平成15年11月12日

各〔都道府県知事
指定都市市長
中核市市長〕殿

厚生労働省健康局長



「クロイツフェルト・ヤコブ病及びその疑い」の取扱いの一部改正について

標記取扱いについては、「臓器提供者（ドナー）適応基準及び移植希望者（レシピエント）選択基準について」（平成9年10月16日健医発第1371号）及び「眼球提供者（ドナー）適応基準について」（平成12年1月7日健医発第25号）により実施されていましたが、今般、改正を行い、別紙1のとおり社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長あて、別紙2のとおり各眼球あっせん機関の長あて通知しましたので、御了知願うとともに、貴管内の医療機関等に対して周知方ご配慮お願いいたします。

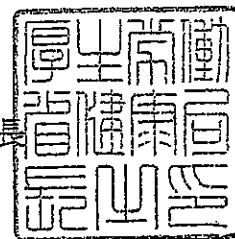
なお、同趣旨の通知を社団法人日本医師会会長、日本移植学会理事長、日本内科学会理事長、文部科学省高等教育局長、日本角膜移植学会理事長及び日本角膜学会理事長にも送付していることを申し添えます。

健発第 1112001 号

平成15年11月12日

社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長 殿

厚生労働省健康局長



「クロイツフェルト・ヤコブ病及びその疑い」の取扱いの一部改正について

標記取扱いについては、「臓器提供者（ドナー）適応基準及び移植希望者（レシピエント）選択基準について」（平成9年10月16日健医発第1371号）により実施されているところですが、今般、献血における採血者の制限の扱いが変更されたことを踏まえ、下記のとおり改正することとしましたので、通知いたします。

記

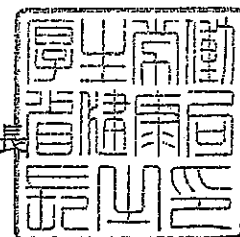
別紙「クロイツフェルト・ヤコブ病及びその疑い」の取扱いの一部を次のように改正する。

（2）の⑥中、「滞在歴を有する者」の次に「および、アイスランド、アルバニア、アンドラ、オーストリア、ギリシャ、クロアチア、サンマリノ、スウェーデン、スロバキア、スロベニア、セルビア・モンテネグロ、チェコ、デンマーク、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、ブルガリア、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルグの26カ国に通算5年以上の滞在歴を有する者」を加える。

健発第 1112001 号
平成15年11月12日

各眼球あつせん機関の長 殿

厚生労働省健康局長



「クロイツフェルト・ヤコブ病及びその疑い」の取扱いの一部改正について

標記取扱いについては、「眼球提供者（ドナー）適応基準について」（平成12年1月7日健医発第25号）により実施されているところですが、今般、献血における採血者の制限の扱いが変更されたことを踏まえ、下記のとおり改正することとしましたので、通知いたします。

記

別紙「クロイツフェルト・ヤコブ病及びその疑い」の取扱いの一部を次のように改正する。

（2）の⑥中、「滞在歴を有する者」の次に「および、アイスランド、アルバニア、アンドラ、オーストリア、ギリシャ、クロアチア、サンマリノ、スウェーデン、スロバキア、スロベニア、セルビア・モンテネグロ、チェコ、デンマーク、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、ブルガリア、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルグの26カ国に通算5年以上の滞在歴を有する者」を加える。

(参考 1 : 改正後の基準)

「クロイツフェルト・ヤコブ病及びその疑い」の取扱い

- (1) 臓器あっせん機関は、臓器提供施設の医師に臓器提供者がクロイツフェルト・ヤコブ病に感染した可能性が認められるかどうかを確認し、その可能性が認められるとされた場合には、当該提供者の臓器を移植に用いない。

* クロイツフェルト・ヤコブ病に感染した可能性とは、病理診断による確定診断だけではなく、臨床診断を含む（参考）。

- (2) 臓器あっせん機関は、臓器提供施設の医師等に協力を求め、以下に示すような、臓器提供者の病歴、海外渡航歴及びその血縁者の病歴等を詳細に把握するよう努め、下記①～⑥に該当する提供者からの臓器の提供は見合わせる。

- ①ヒト成長ホルモンの投与を受けた者
- ②硬膜移植歴がある者
- ③角膜移植歴がある者
- ④クロイツフェルト・ヤコブ病およびその類縁疾患の家族歴がある者
- ⑤クロイツフェルト・ヤコブ病およびその類縁疾患と医師に言われたことがある者
- ⑥1980年以降、英国、アイルランド、スイス、スペイン、ドイツ、フランス、ポルトガル、ベルギー、オランダ、イタリアの10カ国に通算6ヶ月以上の滞在歴を有する者および、アイスランド、アルバニア、アンドラ、オーストリア、ギリシャ、クロアチア、サンマリノ、スウェーデン、スロバキア、スロベニア、セルビア・モンテネグロ、チェコ、デンマーク、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、ブルガリア、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルグの26カ国に通算5年以上の滞在歴を有する者

- (3) 臓器のあっせん機関には移植医が患者に対して移植に伴う感染のリスクを十分説明することを促すこと。

(参考2) 「クロイツフェルト・ヤコブ病及びその疑い」の取扱いに係る改正点

改 正	現 行
(2) 臓器あっせん機関は、臓器提供施設の医師等に協力を求め、以下に示すような、臓器提供者の病歴、海外渡航歴及びその血縁者の病歴等を詳細に把握するよう努め、下記①～⑥に該当する提供者からの臓器の提供は見合わせる。 ①ヒト成長ホルモンの投与を受けた者 ②硬膜移植歴がある者 ③角膜移植歴がある者 ④クロイツフェルト・ヤコブ病およびその類縁疾患の家族歴がある者 ⑤クロイツフェルト・ヤコブ病およびその類縁疾患と医師に言われたことがある者 ⑥1980年以降、英国、アイルランド、スイス、スペイン、ドイツ、フランス、ポルトガル、ベルギー、オランダ、イタリアの10カ国に通算6ヶ月以上の滞在歴を有する者および、アイスランド、アルバニア、アンドラ、オーストリア、ギリシャ、クロアチア、サンマリノ、スウェーデン、スロバキア、スロベニア、セルビア・モンテネグロ、チェコ、デンマーク、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、ブルガリア、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルグの26カ国に通算5年以上の滞在歴を有する者	(2) 臓器あっせん機関は、臓器提供施設の医師等に協力を求め、以下に示すような、臓器提供者の病歴、海外渡航歴及びその血縁者の病歴等を詳細に把握するよう努め、下記①～⑥に該当する提供者からの臓器の提供は見合わせる。 ①ヒト成長ホルモンの投与を受けた者 ②硬膜移植歴がある者 ③角膜移植歴がある者 ④クロイツフェルト・ヤコブ病およびその類縁疾患の家族歴がある者 ⑤クロイツフェルト・ヤコブ病およびその類縁疾患と医師に言われたことがある者 ⑥1980年以降、英国、アイルランド、スイス、スペイン、ドイツ、フランス、ポルトガル、ベルギー、オランダ、イタリアの10カ国に通算6ヶ月以上の滞在歴を有する者